

賃 貸 借 及 び 保 守 契 約 書

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、超高速液体クロマトグラフ分析装置の賃貸借及び保守について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲に超高速液体クロマトグラフ分析装置（以下「装置」という。）を賃貸し、及び保守を行い、甲は、これを賃借するものとする。

2 装置の設置場所、内容及び数量は、別紙明細書（以下「明細書」という。）のとおりとする。

（賃貸借期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、装置の賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和9年1月1日から令和13年12月31日までとする。

（賃貸借料等）

第3条 装置の賃貸借料（保守に要する費用を含む。以下同じ。）並びに消費税及び地方消費税額（以下「賃貸借料等」という。）は、次のとおりとする。

なお、この契約の解除により賃貸借期間に1箇月未満の端数が生じた場合は、賃貸借料等の月額を日割計算するものとする。

賃貸借料	金〇〇〇〇円（月額	金〇〇〇円）
消費税及び地方消費税額	金〇〇〇〇円（月額	金〇〇〇円）
合 計	金〇〇〇〇円（月額	金〇〇〇円）

（納入に係る費用）

第4条 装置の納入に必要な運送費、組立配線費及び現地調整等に要する費用（保険料を含む。）は、乙の負担とする。

（契約保証金）

第5条 乙はこの契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第5条 契約保証金は免除する。）

（賃貸借料等の請求及び支払）

第6条 賃貸借料等は、毎月分割払とし、乙は、翌月の〇日までに賃貸借料等の月額を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して〇日以内に乙に賃貸借料等の月額を支払うものとする。

3 甲が、乙からの請求に対して、乙に賃貸借料等の月額を支払ったときは、当該賃貸借料等の月額に相当する甲の乙に対する債務は消滅するものとする。

（装置の保守）

第7条 乙は、甲が装置を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとする。

2 保守に要する費用は、賃貸借料等に含まれるものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により生じた装置の故障等に係る修理又調整に要する費用は、甲の負担とする。

3 乙は、装置の故障等により甲から要請があった場合は、速やかに現地に到達できる体制を確保するものとする。

4 乙は、装置の故障により甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の装置を甲に対し無償で使用するよう措置するものとする。

(装置の取替え又は改造)

第8条 装置の取替え又は改造は、甲乙協議の上、行うものとする。

2 装置の取替え又は改造によって契約内容を変更する必要がある場合は、変更契約の締結をするものとする。

(契約不適合責任)

第9条 装置の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合は、その補修、交換等については乙の責任で行うものとする。

(装置の移転)

第10条 甲の都合により装置を明細書に掲げる設置場所から移転する必要がある場合は、甲乙協議の上、移転を行うものとする。この場合における装置の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(装置の返還)

第11条 甲の都合による契約の解除により装置を返還する場合は、甲は他の機械器具の取り外し等によって装置を引渡し当時の状態に戻すものとし、装置の返還に要する荷造り及び運送の費用は、甲の負担とする。

2 乙の都合による契約の解除又は契約期間満了に伴う装置の撤去に要する荷造り及び運送の費用は、乙の負担とする。

(管理義務)

第12条 甲は、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙又は乙の指示に基づいて装置の納入、保守等の業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(損害賠償)

第14条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約の義務を履行しない場合は、相手方に催告を行った後、履行の誠意がないと認めるときは、文書によってこの契約を解除することができるものとする。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(契約に係る費用)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第17条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年〇月〇日

甲 宮崎県
宮崎家畜保健衛生所
所長 坂元 和樹 印

乙 〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇
代表者 職 氏 名 印

別 紙

明 細 書

1 設置場所：宮崎県宮崎家畜保健衛生所 検査棟

2 機器の内容及び数量

名 称	型 式 名	数 量
超 高 速 液 体 ク ロ マ ト グ ラ フ 分 析 装 置	株式会社 島津製作所 超高速液体クロマトグラフ Nexera シリーズ Nexera lite モデル 保守契約プラチナプラン（5 年保証）	1 式